

理事 評議員 監事に対する報酬規程

定款九条（評議員の報酬等）に定めてある年度の総額50万円を超えない範囲で支給できる。

当法人は設立昭和四七年より役員報酬は一切支給されてないので、今後とも役員報酬は支給しない。今後支給する場合は、評議員会で審議決定する。

平成29年4月1日から適用

平成29年6月10日

社会福祉法人 親愛会
理事長 武藤邦彦

平成29年6月10日評議員会にて議決